

審査基準

平成19年8月8日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第23条第5項において準用する第22条第5項
処分の概要	合格証明書の書換え
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法令の定め	警備員等の検定等に関する規則第15条第1項、第2項、第5項(合格証明書の書換への申請)
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	合格証明書の交付を受けた警察署の生活安全(第一)課
問い合わせ先	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 ☎ 045-211-1212 内線3038~9
備考	